

転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程等の特例

(目的)

第1条 本特例は、転換社債型新株予約権付社債券（業務規程第2条第1項第2号に規定する転換社債型新株予約権付社債券をいう。以下同じ。）の上場について、有価証券上場規程及びJASDAQにおける有価証券上場規程（以下「JQ有価証券上場規程」という。）の特例を規定する。

2 本特例に定めのないものについては、有価証券上場規程及びJQ有価証券上場規程の定めるところによる。

(上場申請)

第2条 転換社債型新株予約権付社債券の上場を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 本所所定の様式による有価証券上場申請書

(2) 当該転換社債型新株予約権付社債券の発行に係る信託証書及び社債管理委託契約書その他本所が必要と認める書類又はこれらに類する書類の各写

2 上場申請銘柄が、次条第3項第3号（上場会社の新設合併に係る部分に限る。）若しくは第6号（上場会社の新設分割に係る部分に限る。）又は第4項（上場会社の株式移転に係る部分に限る。）に該当する場合には、その発行者の設立前においても、同条第3項第3号若しくは第6号又は第4項に規定する新設合併若しくは新設分割又は株式移転に係る上場会社の株主総会の決議後に限り、その上場を申請することができる。この場合における上場申請は、当該上場会社が行うものとする。

3 前項の規定に基づき設立前に上場申請する場合は、第1項第2号又

は第3号に定める書類のうち上場申請時に提出することができない書類(本所がやむを得ないものとしてその都度認めるものに限る。)については、提出することができることとなった後直ちに提出すれば足りるものとする。

(上場審査基準)

第3条 転換社債型新株予約権付社債券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

- (1) 上場申請銘柄の発行者が上場会社であること。
- (2) 上場申請銘柄が、次のaからeまでに適合していること。
 - a 発行額面総額が10億円以上であること。
 - b 新株予約権の行使の条件が適当でないと認められるものでないこと。
 - c 額面金額が100万円、50万円、10万円のいずれかであること。
 - d 指定振替機関(本所が指定する振替機関(社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第2条第2項に規定する振替機関をいう。)をいう。以下同じ。)の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までに取扱いの対象となる見込みのあるものであること。
 - e 公益又は投資者保護の観点から、その上場が適当でないと認められるものでないこと。

2 前項の規定にかかわらず、上場申請銘柄が、国内の金融商品取引所に上場されている場合における上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

- (1) 上場申請銘柄の発行者の発行する株券が、当該銘柄と同時に上場されるものであること。
- (2) 上場申請銘柄が、次のaからcまでに適合していること。
 - a 上場申請時において残存額面総額が3億円以上であること。

b 当該銘柄が上場されている国内の金融商品取引所の定める上場廃止の基準に該当していないこと。

c 前項第2号bからeまでに適合するものであること。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の上場審査については、当該各号に定める基準によるものとする。

(1) 上場会社又は上場会社の子会社が他の上場会社を吸収合併する場合において、上場申請銘柄が、被合併会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券と引換えに交付される転換社債型新株予約権付社債券（当該吸収合併に係る存続会社である上場会社又は存続会社の親会社である上場会社が発行者であるものに限る。）であり、かつ、当該合併により当該被合併会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券が本所において上場廃止されるものであるとき。

第4条第2項各号に掲げる基準に該当しないものであること。

(2) 上場会社又は上場会社の子会社が国内の金融商品取引所に株券が上場されている非上場会社を吸収合併する場合において、上場申請銘柄が、被合併会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券と引換えに交付される転換社債型新株予約権付社債券（当該吸収合併に係る存続会社である上場会社又は存続会社の親会社である上場会社が発行者であるものに限る。）であり、かつ、当該合併により当該被合併会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券が国内の金融商品取引所において上場廃止されるものであるとき。

前項第2号に掲げる基準に適合するものであること。

(3) 上場会社が他の会社に吸収合併される場合（第1号に該当する場合を除く。）又は新設合併を行う場合において、上場申請銘柄が、当該上場会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券と引換えに交付される転換社債型新株予約権付社債券（株券上場審査基準第4条第3項第1号又はJQ有価証券上場規程第15条第1号の適用を受ける新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社が発行者である

ものに限る。)であり,かつ,当該合併による解散により当該上場会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券が本所において上場廃止されるものであるとき。

次のa及びbに適合していること。

- a 当該新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社の発行する株券が,当該銘柄と同時に上場されるものであること。
- b 上場申請銘柄が第4条第2項各号に掲げる基準に該当しないものであること。

(4) 上場会社が他の上場会社と吸収分割を行う場合において,上場申請銘柄が,分割する上場会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券と引換えに交付される転換社債型新株予約権付社債券(当該吸収分割に係る承継会社である他の上場会社が発行者であるものに限る。)であり,かつ,当該吸収分割により当該転換社債型新株予約権付社債券が本所において上場廃止されるものであるとき。

第4条第2項各号に掲げる基準に該当しないものであること。

(5) 上場会社が国内の金融商品取引所に株券が上場されている非上場会社と吸収分割を行う場合において,上場申請銘柄が,当該非上場会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券と引換えに交付される転換社債型新株予約権付社債券(当該吸収分割に係る承継会社である他の上場会社が発行者であるものに限る。)であり,かつ,当該吸収分割により当該転換社債型新株予約権付社債券が国内の金融商品取引所において上場廃止されるものであるとき。

前項第2号に掲げる基準に適合すること。

(6) 上場会社が他の非上場会社と吸収分割を行う場合又は新設分割を行う場合において,上場申請銘柄が,当該上場会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券と引換えに交付されるものであり,かつ,当該分割により当該転換社債型新株予約権付社債券が本所において上場廃止されるものであって,非上場会社又は新設会社の株券につ

いて当該分割前に上場申請が行われたとき又は株券上場審査基準第4条第3項第5号若しくはJQ規程第15条第5号の適用を受けるとき。

次のa及びbに適合していること。

- a 当該非上場会社又は新設会社の発行する株券が、当該銘柄と同時に上場されるものであること。
- b 上場申請銘柄が第4条第2項各号に掲げる基準に該当しないものであること。

4 前3項の規定にかかわらず、上場会社又は国内の他の金融商品取引所に株券が上場されている非上場会社が、株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合において、当該完全子会社となる会社の発行する転換社債型新株予約権付社債券が、国内の金融商品取引所において上場廃止されるものであり、かつ、当該転換社債型新株予約権付社債券と引換えに、当該他の会社（上場会社である場合又はJQ有価証券上場規程第15条第3号の規定により速やかに上場される見込みのある場合に限る。）又は当該他の会社の親会社（上場会社である場合又は同号の規定により速やかに上場される見込みのある場合に限る。）の発行する転換社債型新株予約権付社債券が交付される場合の当該他の会社又は当該他の会社の親会社の発行する転換社債型新株予約権付社債券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

- (1) 当該完全子会社となる会社の発行する転換社債型新株予約権付社債券と引換えに上場申請銘柄の交付を受けることを希望するすべての者が当該交付を受けられること。
- (2) 第3条第1項第2号bからdまでに掲げる基準に適合するものであり、かつ、第4条第2項第1号に掲げる基準に該当しないものであること。

(上場契約)

第3条の2 本所が転換社債型新株予約権付社債券を上場する場合には、当該上場申請に係る転換社債型新株予約権付社債券の発行者は、本所所定の転換社債型新株予約権付社債券上場契約書を提出するものとする。ただし、本所の上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者が他の転換社債型新株予約権付社債券の上場を申請する場合には、提出を要しない。

(上場廃止基準)

第4条 上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行者が発行する転換社債型新株予約権付社債券全銘柄の上場を廃止する。ただし、第3号に該当する場合において、本所が特に上場の継続を必要と認める銘柄については、この限りでない。

- (1) 最終償還期限の到来の日の1か月前までに転換社債型新株予約権付社債券上場契約について重大な違反を行った場合又は転換社債型新株予約権付社債券上場契約の当事者でなくなることとなった場合
 - (2) 発行する株券が本所の株券上場廃止基準第2条第1項又はJQ有価証券上場規程第47条第1項若しくは第3項の各号のいずれかに該当した場合（次号に該当する場合を除く。）
 - (3) 株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合で、当該他の会社が上場会社であるとき又はその発行する株券が株券上場審査基準第4条第3項若しくはJQ有価証券上場規程第15条の規定により速やかに上場される見込みのあるとき。
- 2 転換社債型新株予約権付社債券の上場銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該銘柄の上場を廃止する。
- (1) 最終償還期限の到来の日の1か月前までに上場額面総額が3億円未満となった場合

- (2) 新株予約権の行使期間が満了となる場合
 - (3) 上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者が、当該銘柄について期限の利益を喪失した場合
 - (4) 吸収分割又は新設分割により上場銘柄に係る社債に係る債務が他の会社に承継される場合
 - (5) 指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合
 - (6) 前各号のほか、公益又は投資者保護のため、本所が上場廃止を適当と認めた場合
- 3 当該銘柄の上場廃止が決定された場合における上場廃止日の取扱いは、本所が定めるところによる。

(監理銘柄及び整理銘柄の指定)

第4条の2 上場転換社債型新株予約権付社債券が上場廃止となるおそれがある場合には、本所は、その事実を投資者に周知させるため、当該上場転換社債型新株予約権付社債券を監理銘柄に指定することができる。

- 2 上場転換社債型新株予約権付社債券の上場廃止が決定された場合には、本所は、その事実を投資者に周知させるため、当該上場転換社債型新株予約権付社債券を整理銘柄に指定することができる。
- 3 監理銘柄及び整理銘柄に関し必要な事項については、監理銘柄及び整理銘柄に関する規則により定める。

(特設注意市場銘柄の指定及び解除)

第4条の3 上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者の発行する上場株券が特設注意市場銘柄に指定されている場合には、本所は、当該上場転換社債型新株予約権付社債券を特設注意市場銘柄に指定するこ

とができる。

2 前項の場合において、本所は、当該上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者の発行する上場株券が特設注意市場銘柄から解除された場合には、当該上場転換社債型新株予約権付社債券についてもその指定の解除を行う。

(監視区分への指定及び指定解除)

第4条の4 本所は、上場転換社債型新株予約権付社債券が上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者の発行する上場有価証券が監視区分に指定されている場合には、その事実を投資者に周知させるため、当該上場転換社債型新株予約権付社債券の監視区分への指定を行うことができる。

2 本所は、上場転換社債型新株予約権付社債券が前項に該当しないこととなった場合には、監視区分の指定の解除を行うことができる。

(上場手数料及び年賦課金)

第5条 転換社債型新株予約権付社債券を上場申請する発行者及び上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者は、本所が定める上場手数料及び年賦課金を納入するものとする。

付 則

第1条 本特例は、昭和46年11月1日から施行する。

第2条 本特例施行の際、現に沖縄において証券業者の登録を受けてい る者は、沖縄の復帰後、証券業協会に所属する場合には、第12条第2号aの規定による証券会社とみなす。

付 則

本特例は、昭和47年4月10日から施行する。

付 則

本特例は、昭和47年7月1日から施行する。

付 則

本特例は、昭和47年10月2日から施行する。

付 則

本特例は、昭和48年4月2日から施行する。

付 則

本特例は、昭和49年12月16日から施行する。

付 則（抄）

1 本特例は、昭和50年10月1日から施行する。

付 則

本特例は、昭和51年6月1日から施行する。

付 則

本特例は、昭和51年7月1日から施行する。

付 則

本特例は、昭和53年1月4日から施行する。

付 則

本特例は、昭和53年4月1日から施行する。

付 則

本特例は、昭和54年4月2日から施行する。

付 則

本特例は、昭和54年10月22日から施行する。

付 則

本特例は、昭和56年2月18日から施行する。

付 則

本特例は、昭和57年5月1日から施行する。

付 則

本特例は、昭和58年4月1日から施行する。

付 則

本特例は、昭和58年8月1日から施行する。

付 則

本特例は、昭和58年11月1日から施行する。

付 則

本特例は、昭和61年8月1日から施行する。

付 則

本特例は、昭和62年4月20日から施行する。

付 則

本特例は、昭和62年10月1日から施行する。

付 則

本特例は、昭和64年2月1日から施行する。

付 則

本特例は、平成元年4月1日から施行し、同日以後の徴収分について適用する。

付 則

本特例は、平成3年1月4日から施行する。

付 則

本特例は、平成4年4月20日から施行する。

付 則

1 本特例は、平成7年1月1日から施行する。

2 平成5年10月1日前に発行の決議があった転換社債券の上場を申請しようとする場合には、改正後の第2条第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

本特例は、平成8年1月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成10年6月1日から施行する。

付 則

この特例は，平成10年12月1日から施行する。

付 則

この特例は，平成11年2月1日から施行する。

付 則

この特例は，平成11年11月10日から施行する。

付 則

この特例は，平成12年3月15日から施行する。

付 則

この特例は，平成13年1月6日から施行する。

付 則

この特例は，平成13年4月2日から施行する。

付 則

この特例は，平成13年5月1日から施行する。

付 則

この特例は，平成13年11月26日から施行する。

付 則

この規程は，本所が定める日から施行する。

付 則

1 この特例は，平成14年4月1日から施行する。

2 商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号。以下「商法等改正法」という。）附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた転換社債及び新株引受権付社債は，それぞれ，転換社債型新株予約権付社債又は転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債とみなして，改正後の規定を適用する。

3 前項の新株引受権付社債を発行する際に商法等改正法による改正前の商法第341条の13第1項の規定に基づき発行する新株引受権証券は，新株予約権証券とみなして，改正後の規定を適用する。

4 第1項の規定にかかわらず、この特例の施行の日において上場されている新株予約権付社債券等の発行者が、この特例の施行の日以後、最初に新株予約権付社債券等の上場を申請する場合には、改正後の第3条の2ただし書きの規定は適用しない。

付 則

この特例は、平成14年5月13日から施行する。

付 則

この特例は、平成15年1月14日から施行する。

付 則

この特例は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成15年5月8日から施行する。

付 則

この特例は、本所が定める日から施行する。

(注)は平成16年12月13日

付 則

この特例は、平成17年10月1日から施行する。

付 則

1 この特例は、平成18年5月1日から施行する。

2 この特例施行の日より前に募集の決議があった改正前の第1条第1項に規定する新株予約権付社債券等は、改正後の同項に規定する転換社債型新株予約権付社債券とみなして、改正後の規定を適用する。

付 則

この特例は、平成18年10月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成19年2月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この特例は，平成19年12月1日から施行する。

付 則

この特例は，平成20年2月1日から施行する。

付 則

この特例は，平成21年1月5日から施行する。

付 則

この特例は，平成21年12月30日から施行する。

付 則

この特例は，平成22年10月12日から施行する。

付 則

この特例は，平成25年1月1日から施行する。